

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 事務局規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第34条に規定する事務局及び職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 本会の事務及び事業を処理するため、次の係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 地域福祉係

(事務事業分掌)

第3条 前条に規定する各係の事務事業分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務係

- ア 役員及び役員会に関すること。
- イ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- ウ 役職員の研修に関すること。
- エ 定款及び規則等の総括に関すること。
- オ 予算編成、執行管理及び決算に関すること。
- カ 財産及びリース機器の管理に関すること。
- キ 文書の收受、発送及び保存の統括に関すること。
- ク 情報公開に関すること。
- ケ 個人情報の保護に関すること。
- コ 渉外に関すること。
- サ 友好姉妹社協に関すること。
- シ 善意銀行の運営に関すること。
- ス 生駒郡社会福祉協議会に関すること。
- セ 車椅子昇降用リフト付マイクロバス管理運行事業に関すること。
- ソ リフト付乗用車移動支援事業に関すること。
- タ 社会福祉事業推進功労者表彰に関すること。
- チ 奈良県共同募金会斑鳩町支会に関すること。
- ツ 共同募金の受配に関すること。
- テ 苦情解決窓口の運営に関すること。
- ト 民生・児童委員協議会に関すること。
- ナ 日本赤十字社に関すること。
- ニ 老人クラブ連合会に関すること。

- ヌ 職員互助会に関すること。
- ネ その他協議会の庶務に関すること。

(2) 地域福祉係

- ア 広報啓発に関すること。
 - イ 小地域福祉会の組織化支援と活動の促進に関すること。
 - ウ ボランティアの育成と活動の促進に関すること。
 - エ 福祉教育に関すること。
 - オ 相談援助事業に関すること。
 - カ 会員に関すること。
 - キ 発展・強化計画に関すること。
 - ク 高齢者、障害者の社会参加促進等に関すること。
 - ケ 生活福祉資金貸付事業に関すること。
 - コ 善意銀行預託金払出事業に関すること。
 - サ 日常生活自立支援事業に関すること。
 - シ 手話奉仕員養成事業に関すること。
 - ス 要約筆記奉仕員養成事業に関すること。
 - セ 生活支援コーディネーター配置事業に関すること。
 - ソ 災害支援に関すること。
 - タ その他地域福祉活動の推進に関すること。
- 2 事務、事業の所管が明らかでないときは、事務局長が決定する。
 - 3 事務局長は、臨時または特別の事務、事業で、各係により処理することが困難または不適当なものについては、別に必要な内部組織を設け、または職員をして当該事務を処理させることができる。
 - 4 事務局長は、職員配置の都合により係内で処理が困難なとき、また、資格を要する事務、事業について、係外の職員に従事させることができる。
 - 5 職員は、係内の事務、事業の全部を掌握する。
 - 6 職員は、係外の事務、事業であっても、その緩急に応じ互いに協力しなければならない。

(職員)

第4条 事務局に職員の職として次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 係長
- (4) 主事
- (5) 主事補

- 2 前項に規定するもののほか、必要があるときは、嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。
- 3 事務及び事業の必要性により、職員に補職を任命する。

(職務)

第5条 事務局長は、本会の事務及び事業を管理し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、職員を指揮監督する。また、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 係長は、事務局長または事務局次長の命を受け、係の事務及び事業を掌理する。
- 4 主事は、事務局長、事務局次長または係長の命を受け、主査を補佐し、事務及び事業を処理する。
- 5 主事補は、事務局長、事務局次長または係長の命を受け、主査及び主事を補佐し、事務及び事業を処理する。

(職員会議)

第6条 事務局長は、係間の連携を図るため、月1回係長会議を開く。ただし、必要と認めたときは随時開くことができる。

- 2 事務局長は、事務及び事業の円滑な遂行のため必要と認めたときは、職員全体会議を開くことができる。

(職員の配置)

第7条 職員の配置は、事務局長が決定する。

(関係機関・団体への派遣)

第8条 関係機関・団体等から委員就任等の依頼があった場合、その必要性を考慮し、職員を派遣することができる。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。